平成２２年（フ）第１９号
鳥取県東伯郡琴浦町大字出上314番地　町住１号
債務者　久保　千絵（旧姓山下・田中）
1　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第７６７号
広島市佐伯区河内南１丁目８番４号
債務者　石毛　惠子
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８２３号
広島市佐伯区八幡３丁目14番５―103号
債務者　國光　祥和
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２１号
高知市上町２丁目２番11号　クレスト上町303
債務者　北村　　健
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１６７号
福岡県久留米市田主丸町菅原2155番地１
債務者　草場　淳一
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１６８号
福岡県久留米市田主丸町菅原2155番地１
債務者　草場　幸子
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１６９号
福岡県久留米市田主丸町菅原2155番地１
債務者　草場　秀司
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１８２号
福岡県久留米市北野町高良1953番地６
債務者　末次　美孝
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１８３号
福岡県久留米市北野町高良1953番地６
債務者　末次　弘江
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２２４号
福岡県久留米市梅満町1154番地１　吉岡ビル401号
債務者　山下　歌子
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２２７号
福岡県久留米市大善寺南２丁目２番1300―305号
債務者　新開　一弥
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３５９号
鹿児島県鹿児島市上福元町5890番地１　市住1123
債務者　宮原　　亮
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１０１号
宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉栄町６番地
債務者　石沢　勝子
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第２７６号
秋田市広面字釣瓶町37番地５　メゾンコンフォール102
債務者　加藤　公成
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８０号
秋田市太平中関字寺中174番地２
債務者　嵯峨　尚子
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７号
新潟県佐渡市二見136番地
債務者　大地　敏弘
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２２年（フ）第１０７号
富山県射水市赤井201番地１
債務者　岩本　幸典
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
富山地方裁判所高岡支部